|  |
| --- |
| 「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項  　　　　　　（主な融資チェックポイント） |

【「資金計画」について】

　１．寄付金が確実に充当されるかどうか。

　　（例）・一個人及び一法人で多額（１０，０００千円以上）の寄付を行う場合。

　　　　　・土地を売却して寄付金に充てる場合。

　　　　　・後援会等による寄付の場合。（強制寄付になっていないか。）

２．創設法人の場合、法人認可後一週間以内に贈与されることとなっているか。

【「償還計画」について】

　１．償還贈与者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。（課税所得の１／４以

　　内を目安）

　２．償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。

　３．償還贈与者に役員（原則として、理事長）が入っていること。

　４．償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として６０歳未満であること。

　５．協力法人が償還にあたる場合、財務内容（過去２年間）に問題はないか。（欠損が

　　生じていないか。）

　６．後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。

　　（強制寄付になっていないか。）

【「担保」について】

　１．担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の１．４３倍以上（借入申込限度額は、

　　担保評価額の７０％の範囲内）であること。

　２．融資対象施設の敷地は、原則、担保提供されること。（公有地を除く。）

　３．借地の場合でも原則、担保提供されること。（公有地を除く。）

　４．先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、原則、順位変更が可能であること。

　５．医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

【「保証人について」】

　１．保証人が、原則として１名以上立てられていること。（保証人の免除制度（オンコスト

方式の選択が可能。）

　２．理事長は、原則として保証人となっていること。

　３．理事長以外の保証人は、７０歳以下であること。

　４．保証人が償還贈与を行う場合については、償還を確実に履行するにたる所得があること。

【そ　の　他】

　１．過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。

２．公職の候補者等（公職にある者を含む。）が、選挙区内の施設建設のための担保

　　提供者・保証人・償還者となっていないか。

３．福祉医療機構の受理前の契約・着工は原則融資の貸付の対象とならないこと。

　４．法人役員等に反社会的勢力に該当する者又はこれらに準ずる者及びこれらの者と一定の

関係を有すると認められる者が関与していないこと。